平成２３年（フ）第２５２号
千葉県東金市上谷3002番地　野老方
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５８号
千葉県山武郡大網白里町大網5047番地６
債務者　松井真知子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５８１号
新潟市秋葉区川口2304番地　コーポ織音Ⅱ１号
債務者　田中　敏明
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０２号
新潟市西区木場2410番地
債務者　大縫久美子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０８号
静岡県駿東郡清水町徳倉1798番地、前住所静岡県沼津市三園町13番15号　シャルマンコーポ沼津大黒508
債務者　渡辺好賀子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
静岡県沼津市五月町４番22号　五月ハイツ101、前住所静岡県駿東郡清水町伏見592番地の２　グレース伏見Ｂ―104
債務者　村田　寿幸
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５３９号
静岡県沼津市岡一色100番地の17
債務者　杉本ゆり子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
静岡県伊東市玖須美元和田729番地の58　富士見コーポ102、前住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取177番地の２
債務者　内藤　　進
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
静岡県伊東市玖須美元和田729番地の58　富士見コーポ102、前住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取177番地の２
債務者　内藤ふさ代
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
静岡県菊川市嶺田281番地の９
債務者　竹口　文子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
静岡県菊川市嶺田281番地の９
債務者　髙柴　則行
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第３１５７号
愛知県知多郡武豊町字池田２丁目101番地　インペリアルＹＯＵ101号
債務者　中條　広子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１８９号
愛知県春日井市小野町４丁目８番地３　フォーブル小野104号
債務者　松本　考弘
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４０号
広島県福山市瀬戸町大字山北276番地７、旧住所広島県福山市瀬戸町大字地頭分48番地５
債務者　林　　美穂
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３４１号
広島県福山市瀬戸町大字山北276番地７、旧住所広島県福山市瀬戸町大字地頭分48番地５
債務者　渡壁　智惠
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３４８号
広島県福山市本郷町936番地
債務者　佐野やよい（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５７号
鹿児島県姶良市蒲生町米丸1798番地
債務者　前原　良己
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係